

TRWGプロトタイプにおける 要求事項（案）の検討

（ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標）

2022年3月1日

SSBJ設立準備委員会 事務局

2021年11月にIFRS財団から公表された、「Climate-related Disclosure Prototype」
「General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype」を
SSBJ設立準備委員会事務局が仮訳し、以下資料に反映しています。

- ❖ 本資料は、2021年11月にIFRS財団の技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）が公表した「**サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項のプロトタイプ**」（全般的要求事項）及び「**気候関連開示のプロトタイプ**」（気候関連開示）のうち、4つの柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）に関する規定につき、パラグラフごとにお示しし、次の事項をご説明することを目的としている。
 - ▶ 対応するTCFD提言等
 - ▶ その他の事務局による補足
 - ▶ 事務局による予備的な分析
- ❖ 本日はご議論いただきたい事項
 - ▶ 事務局による補足及び分析に対するご意見及びご質問

全般的要求事項

テーマ別要求事項 (気候関連開示)

① 開示の基本事項を定める部分 ② テンプレートとなる共通部分

	目的 範囲	目的 範囲
概念的な要素の適用		
	ガバナンス(第24項～) 戦略(第26項～) リスク管理(第34項～) 指標及び目標 (第36項～)	ガバナンス(第4項) 戦略(第5項) リスク管理(第11項～) 指標及び目標 (第12項～)
比較情報		
報告の頻度		
報告媒体(チャンネル)		
関連する財務諸表の識別		
財務データ及び仮定の使用		
適正な表示		
見積り及び結果の不確実性の発生要因		
誤謬		
準拠表明		
	発効日	発効日

本日の審議対象

TCFD提言を
ベースとした
開示項目

全般的要求事項のプロトタイプ	気候関連開示のプロトタイプ
<p>23 IFRSサステナビリティ開示基準が他に許容又は要求している場合を除き、企業は、企業のオペレーション（the way an entity operates）にとって重要な（critical）事項に焦点を当てた以下の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) ガバナンス：報告企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングするために使用するガバナンスプロセス、コントロール及び手続</p> <p>(b) 戦略：短期、中期及び長期にわたり企業のビジネスモデル及び戦略を強化する可能性のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会</p> <p>(c) リスク管理：どのようにサステナビリティ関連のリスクを識別し、評価し、管理し、緩和するか</p> <p>(d) 指標及び目標：サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する企業のパフォーマンスを長期的に管理及びモニタリングするために使用する情報</p>	

関連するTCFD提言（推奨される気候関連財務開示の中核的な要素）

- ◆ プロトタイプは、金融安定理事会（FSB）により設置された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言のフレームワークを踏襲している。TCFD提言は、組織の運営方法の中核をなす4つの分野である、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標から構成されている。

Core Elements of Recommended Climate-Related Financial Disclosures



Governance

The organization's governance around climate-related risks and opportunities

Strategy

The actual and potential impacts of climate-related risks and opportunities on the organization's businesses, strategy, and financial planning

Risk Management

The processes used by the organization to identify, assess, and manage climate-related risks

Metrics and Targets

The metrics and targets used to assess and manage relevant climate-related risks and opportunities

※全般的要求事項と気候関連開示のプロトタイプにおいて、異なる部分を朱書きしている。以下同じ。

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
24	ガバナンスに関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、コントロール及び手続を理解できるようにすることにある。そのような情報は、サステナビリティ関連の財務リスク及び機会が、ガバナンスの責任を負う者 (those charged with governance) によって適切に監督 (oversight) されているかどうかの評価を支援する。	4	企業は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために用いるガバナンスプロセス、コントロール及び手続を理解できるようにする情報を開示しなければならない。

事務局による補足

- ❖ 「一般目的財務報告 (general purpose financial reporting)」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が、企業への資源提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業に関する財務情報を提供するものとされ (付録A)、CFWの定義 (CFW第1.2項) と同一
ただし、プロトタイプでは、「企業の一般目的財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を包含するが、これに限定されるものではない」との一文が付記されている (「全般的要求事項のプロトタイプ」付録A)
- ❖ 「一般目的財務報告の (主要な) 利用者」とは、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者をいい、IASBの概念フレームワーク (CFW) の定義と同一
- ❖ 当該基準案はTCFD提言 (Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures) のガバナンスの推奨開示a)、b)を踏まえたものである (7頁参照)

関連するTCFD提言（ガバナンス）

a) 気候関連のリスク及び機会についての、ボードによる監督体制について記述する。

- ❖ 気候関連問題に関するボードの監督体制を記述する際、組織は以下の事項に関する記載を含めることを検討しなければならない。
 - 気候関連問題について、ボード及び/又はその委員会（例：監査、リスク、又は他の委員会）が報告を受けるプロセス及び頻度
 - 戦略、主な行動計画、リスク管理政策、年度予算及び事業計画をレビューし指導する際、同様に当該組織の業績目標を設定する際、実行及び業績をモニタリングする際、並びに主な資本的支出、買収及び資産譲渡を監督する際、気候関連問題を検討しているかどうか
 - 気候関連問題に対処するためのゴール及び目標に対する進捗状況を、どのようにボードがモニタリング及び監督するか

b) 気候関連のリスク及び機会を評価及び管理する上での経営者の役割について記述する。

- ❖ 気候関連問題に関する評価及び管理における経営者の役割を記述するに際して、組織は、以下の事項に関する情報を含めることを検討しなければならない。
 - 組織が、管理職又は委員会に対して気候関連の責任を付与しているか、付与している場合は当該管理職又は委員会がボード又はその委員会に報告しているか、さらにそれらの責任には気候関連問題の評価や管理が包含されているか
 - 当該組織における（気候）関連の組織的構造の記述
 - 経営者が気候関連問題に関する報告を受けるプロセス
 - 経営者がどのように（特定の担当及び/又は経営委員会を通じて）気候関連問題をモニタリングするか

事務局による予備的な分析

- ❖ 企業のガバナンスは、リスク及び機会を全社的に管理する 경우가多く、必ずしもISSBが今後開発予定のサステナビリティのテーマごとにリスク及び機会の監督機関が置かれているとは限らない。一方、今後開発予定のテーマ別基準や産業別基準におけるガバナンスに関する開示項目については、テーマによって大きな違いがないことが考えられる
⇒ 原則として、一般目的財務報告の中の組織の概要に関する記述の次に、全社のガバナンスについて包括的に記述することとした方がよいのではないか
- ❖ 「ガバナンスの責任を負う者 (those charged with governance) 」については、IFRSサステナビリティ開示基準においても定義が必要ではないか

参考 (IIRCフレームワーク)

The person(s) or organization(s) (e.g. the board of directors or a corporate trustee) with responsibility for overseeing the strategic direction of an organization and its obligations with respect to accountability and stewardship. For some organizations and jurisdictions, those charged with governance may include executive management.

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
25	<p>第24項の目的を達成するため、企業は、既存の及び発生中のサステナビリティ 関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数の機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）についての記述と、以下を含む、既存の及び発生中のサステナビリティ 関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示しなければならない。</p>	4	<p>この目的を達成するため、企業は、気候 関連のリスク及び機会を監督する単一又は複数の機関（ボード、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある）についての記述と、以下を含む、気候 関連のリスク及び機会に関する経営者の役割についての記述を開示しなければならない。</p>
	<p>(a) サステナビリティ 関連のリスク及び機会について責任を負う機関又は機関を構成する個人の名称</p>		<p>(a) 気候 関連のリスク及び機会について責任を負う機関又は機関を構成する個人の名称</p>
	<p>(b) その機関のサステナビリティ 関連のリスク及び機会に関する責任が、どのように付託事項、ボードの義務及びその他の関連する企業の方針に反映されているか</p>		<p>(b) その機関の気候 関連のリスク及び機会に関する責任がどのように付託事項、ボードの義務及びその他の関連する企業の方針に反映されているか</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
25	(c) その機関がどのようにしてサステナビリティ関連のリスク及び機会に対応するためにデザインされた戦略を監督するための正しいスキル及びコンピテンシーを利用可能にすることを確実にしているか	4	(c) その機関がどのようにして気候関連のリスク及び機会に対応するためにデザインされた戦略を監督するための正しいスキル及びコンピテンシーを利用可能にすることを確実にしているか
	(d) その機関及びその機関の委員会（監査、リスク又はその他の委員会）が、サステナビリティ関連の事項及びこれに伴うサステナビリティ関連のリスク及び機会について情報提供を受けるプロセス及び頻度		(d) その機関及びその機関の委員会（監査、リスク又はその委員会）が、気候関連の事項及びこれに伴う気候関連のリスク及び機会について情報提供を受けるプロセス及び頻度

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
25	(e) その機関及びその機関の委員会が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定及びリスク管理の方針を監督する際に、 サステナビリティ 関連のリスク及び機会をどのように考慮するか（必要となる可能性があるトレードオフの評価及び不確実性に対する感応度の分析を含む）	4	(e) その機関及びその機関の委員会が、企業の戦略、主要な取引に関する意思決定及びリスク管理の方針を監督する際に、 気候 関連のリスク及び機会をどのように考慮するか（必要となる可能性があるトレードオフの評価及び不確実性に対する感応度の分析を含む）
	(f) その機関が、どのように サステナビリティ 関連の目標の設定を監督し、それらの目標の進捗をモニターするのか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に組み込まれているかどうか、またその場合、どのように組み込まれているのかを含む）		(f) その機関が、どのように 気候 関連の目標の設定を監督し、それらの目標の進捗をモニターするのか（関連するパフォーマンス指標が報酬に関する方針に組み込まれているかどうか、またその場合どのように組み込まれているのかを含む）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
25	<p>(g) サステナビリティ関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割に関する記述（例えば、サステナビリティ関連の責任が具体的な経営者レベルのポジション又は委員会に割り当てられているか、及びサステナビリティ関連の事項をモニタリングするための適切なコントロールが設定されているか（サステナビリティ関連のリスク及び機会が考慮され、さまざまな社内の機能の間で調整される方法を含む）、並びに、その機関が経営者の役割をどのように監督するか）</p>	4	<p>(g) 気候関連のリスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割に関する記述（例えば、気候関連の責任が具体的な経営者レベルのポジション又は委員会に割り当てられているか、及び気候関連の事項をモニタリングするための適切なコントロールが設定されているか（気候関連のリスク及び機会が考慮され、さまざまな社内の機能の間で調整される方法を含む））、並びに、その機関が経営者の役割をどのように監督するか</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
26	<p>戦略に関するサステナビリティ関連の財務開示の目的は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略について一般目的財務報告の利用者が理解できるようにすることにある。そのような情報は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の戦略的計画に組み込まれているかどうか及びそれらが企業の戦略にとって核となっているかの評価を支援する。</p>	5	<p>企業は、気候関連のリスク及び機会に対処する企業の戦略について一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
27	第26項の目的を達成するため、企業は以下についての評価を開示しなければならない。	5	これには以下に関する企業の評価が含まれる。
	(a) 企業が、短期、中期又は長期にわたり、自身のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に見込まれる、重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会（第28項参照）		(a) 企業が、短期、中期又は長期にわたり、自身のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に見込まれる、重要な(significant)気候関連のリスク及び機会（第6項参照）
	(b) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルに与える影響（第30項参照）		(b) 重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデルに与える影響（第7項参照）
	(c) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が経営者の戦略及び意思決定に与える影響（第31項参照）		(c) 重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が経営者の戦略及び意思決定に与える影響（第8項参照）

事務局による補足

- ❖ プロトタイプでは、「短期、中期又は長期」の具体的な期間の定義はなく、企業がどのように短期、中期又は長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているのかを開示することを求めている（全般的要求事項のプロトタイプ第28項(b)、気候関連開示のプロトタイプ第6項(b))

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
27	(d) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が報告期間末に企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される影響（第32項参照）	5	(d) 重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が報告期間末に企業の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響、並びに、短期、中期及び長期にわたり予想される影響（第9項参照）
	(e) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンス（第33項参照）		(e) 気候変動の物理的影響及び低炭素社会への移行に関連する重要な(significant)気候関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンス（第10項参照）

事務局による補足

- ❖ 「重要な(significant)」は「重要性がある (material)」と区別して使用されているが、定義はない

事務局による予備的な分析

- ❖ 「**サステナビリティ関連財務情報**」の定義において、企業価値算定にあたり利用者が理解することが必要な情報として、ビジネスモデルの拡張可能性 (scalable)、適応可能性 (adaptable) 及び永続性 (durable) が示されている。これらは、全般的要求事項のプロトタイプ第27項において言及されていない
⇒ 付録Aの定義から外すか、拡張可能性、適応可能性、永続性の定義を示すべきではないか
- ❖ 参考 (全般的要求事項のプロトタイプ 付録A)
「**サステナビリティ関連財務情報**」とは、企業価値のドライバーに関する示唆を提供する情報であり、利用者が以下を理解することにより、企業のビジネスモデル並びにそのモデルを維持及び発展させるための経営者の戦略が依存する資源及び関係を評価するために十分な基礎を提供する情報
 - (a) 企業のビジネスモデルが、短期、中期及び長期にわたり、価値を創出し、キャッシュ・フロー（その時期及び確実性を含む）を生成するのにどれほど有効か
 - (b) モデルがどれほど拡張可能性 (scalable) 及び適応可能性 (adaptable) があるか
 - (c) モデルがどれほどレジリエンス (弾力性) 及び永続性 (durable) があるかこの情報には、気候変動、水利用及び排水、生物多様性、従業員及び人権等に関する情報が含まれるが、これらに限定されるものではない

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
28	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、短期、中期及び長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想される(reasonably be expected)重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。</p>	6	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、短期、中期及び長期にわたり、企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに影響を与えることが合理的に予想される(reasonably be expected)重要な(significant)気候関連のリスク及び機会を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。</p>
	<p>(a) 企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに有利又は不利な影響を与えることが合理的に予想される重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために設定しているプロセスに関する記述</p>		<p>(a) 企業のビジネスモデル、戦略及びキャッシュ・フローに有利又は不利な影響を与えることが合理的に予想される重要な(significant)気候関連のリスク及び機会を識別するために実施しているプロセスに関する記述</p>
	<p>(b) 企業がどのように短期、中期及び長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているか</p>		<p>(b) 企業がどのように短期、中期及び長期を定義し、それらの定義がどのように企業の戦略計画の時間軸及び資本配分計画とつながっているか</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
28	(c) 個々の重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びにそれぞれが企業に財務的な影響を与えることが合理的に予想される時間軸に関する記述	6	(c) 個々の重要な(significant)気候関連のリスク及び機会、並びにそれぞれが企業に財務的な影響を与えることが合理的に予想される時間軸に関する記述
			(d) 識別されたリスクが物理的リスクか移行リスクか。例えば、急性の物理的リスクはサイクロンや洪水といった極端な気象事象の深刻さの増大、慢性の物理的リスクには海面の上昇や平均気温の上昇が含まれる。移行リスクには、規制、技術上、市場、法的又は風評リスクが含まれることがある。

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の戦略の推奨開示a)を踏まえたものである（20頁参照）

関連するTCFD提言（戦略）

a) 組織が識別した、短期、中期及び長期の気候関連のリスク及び機会について記述する。

- ❖ 組織は、以下の事項に関する情報を提供しなければならない。
 - 組織の資産又はインフラの耐用年数、及び気候関連問題は中長期に顕在化することが多いという事実を考慮して、当該組織が目的適合性があると考え短期、中期及び長期の時間軸についての記述
 - それぞれの時間軸（短期、中期及び長期）において、重要性がある財務的影響を組織に与える可能性がある具体的な気候関連問題についての記述
 - どのリスク及び機会が組織に重要性のある財務的影響を与える可能性があるのかを決定するために使用されるプロセスについての記述
- ❖ 組織は、必要に応じて、セクター及び / 又は地域（geography）ごとにそれらのリスク及び機会についての記述を提供することを検討しなければならない。気候関連問題について記述する際、組織は表A1.1及び表A1.2を参照しなければならない*。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p18

*Table A1.1 Examples of Climate-Related Risks and Potential Financial Impacts（68頁に原文を添付）
 Table A1.2 Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts（71頁に原文を添付）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
29	第28項(b)で要求される目的適合性のある時間軸は、多くの要因に基づき、異なることがある（キャッシュ・フロー及びビジネスのサイクル、資本投資の見込まれる期間（duration）、利用者が採用する時間軸、並びに戦略的な意思決定を行う上で企業が属する産業の経営者が典型的に用いる計画期間といった、産業に固有の特性を含む。）。		

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
30	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant) サステナビリティ 関連のリスク及び機会がビジネスモデルに与える 現在の及び予想される 影響に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。</p>	7	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant) 気候 関連のリスク及び機会がビジネスモデルに与える影響に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。</p>
	<p>(a) 重要な(significant) サステナビリティ 関連のリスク及び機会が財又はサービスを生産するためのバリュー・チェーン（例えば、サプライ・チェーン、オペレーション(operation)、従業員、マーケティング、及び流通チャネル）に与える現在の及び予想される影響に関する記述</p>		<p>(a) 重要な(significant) 気候 関連のリスク及び機会が財又はサービスを生産するためのバリュー・チェーン（例えば、サプライ・チェーン、オペレーション(operation)、従業員、マーケティング、及び流通チャネル）に与える現在の及び予想される影響に関する記述</p>
	<p>(b) 企業のバリュー・チェーンのどの部分に重要な(significant) サステナビリティ 関連のリスク又は機会が集中しているか（例えば、地域、施設若しくは資産の種類、インプット、アウトプット又は流通チャネル）</p>		<p>(b) 企業のバリュー・チェーンのどの部分に重要な(significant) 気候 関連のリスク又は機会が集中しているか（例えば、地域、施設若しくは資産の種類、インプット、アウトプット又は流通チャネル）</p>

事務局による予備的な分析

- ❖ 「バリュー・チェーン」につき、全般的要求事項のプロトタイプ第30項(a)及び気候関連開示のプロトタイプ第7項(a)に例示が示されているが、明確に定義すべきではないか

事務局による補足

- ❖ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の戦略の推奨開示b)を踏まえたものである（以下参照）

関連するTCFD提言（戦略）

b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス、戦略及び財務計画に及ぼす影響について記述する。

- ❖ 推奨開示a)に基づき、組織は、識別された気候関連問題が、そのビジネス、戦略及び財務計画にどのように影響を与えたのかについて記載しなければならない。
- ❖ 組織は、以下の領域について、ビジネス、戦略及び財務計画への影響を含めることを検討しなければならない。
 - 製品及びサービス
 - サプライ・チェーン及び／又はバリュー・チェーン
 - 適応及び緩和活動
 - 研究開発に対する投資
 - オペレーション（オペレーションの種類及び設備の場所を含む）
 - 買収又はダイベストメント
 - 資本へのアクセス

関連するTCFD提言（戦略）

b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス、戦略及び財務計画に及ぼす影響について記述する。

- ❖ 組織は、気候関連問題が財務計画プロセスへのインプットとしてどのように機能するのか、使用した期間、及びどのようにこれらのリスク及び機会に優先順位をつけたのかについて記述しなければならない。組織の開示は、当該組織が価値を生み出す能力に長期にわたって影響を与える要因間の相互依存性についての全体像を反映しなければならない。
- ❖ 組織は、当該組織の財務業績（例：売上やコスト）及び財政状態（例：資産や負債）に対する気候関連問題の影響を記述しなければならない。もし、組織の戦略及び財務計画に気候関連シナリオが使用されている場合は、そのようなシナリオについて記述しなければならない。
- ❖ 温室効果ガスの排出削減コミットメントを行った組織、このようなコミットメントが行われた法域で営業する組織、又は温室効果ガスの排出削減に関する投資家の期待を満たすことに同意した企業は、低炭素経済への移行についての計画を記述しなければならない。これには、温室効果ガスの排出目標並びに当該組織のオペレーション及びバリュー・チェーンにおける温室効果ガスの排出削減又は移行の支援を意図した具体的な活動が含まれる可能性がある。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p18-19

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が経営者の戦略及び意思決定に与える影響に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。この目的を達成するため、企業は以下を開示しなければならない。</p>	8	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が経営者の戦略及び意思決定（移行計画を含む。）に与える影響に関する企業の評価を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は以下を開示しなければならない。</p>
	<p>(a) 企業がどのように重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に対応しているのか。</p>		<p>(a) 企業がどのように重要な(significant)気候関連のリスク及び機会に対応しているのか。これには以下を含むが、これらに限定されない。</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31		8	(a) (つづき)
			(i) 企業が気候関連の目標(target)を設定している場合、それをどのように達成する計画であるのか（どのようにその計画のリソースを確保するのか、それらの目標(target)をレビューするために設定しているプロセス、及び目標(target)を達成する上でカーボン・オフセットを用いることについての仮定（オフセットのための最低限の品質又は認証の閾値を含む。）を含む。）
			(ii) 企業がどのように気候変動の緩和、適応又は機会に関連する研究開発を進めているか
			(iii) 企業が新技術を採用しているか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31		8	(a) (つづき)
			(iv) 企業が実施している直接的な適応又は緩和の取組み（例えば、労働力、用いる原材料又は製品仕様の変更、又は効率化手段の導入を通じて）
			(v) 企業が実施している間接的な適応又緩和の取組み（例えば、顧客及びサプライ・チェーンとの協働又は認証スキームの使用（例えば、木材又はパーム油といった商品のサステナビリティ認証を提供する国際的に認知されたスキームを通じて）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31		8	(a) (つづき)
			(vi) 緩和の取組みがオフセット戦略に依存する程度、及びオフセット戦略を選択する場合にこれに影響する要因。例えば、複数のスキームを評価した結果、テクノロジー企業が、気候リスクを緩和するとの戦略的な約束を守るため、植林プログラムを通じてバリュー・チェーンにおける残存排出量をオフセットすることを決定する。この会社は、永続的追加的なアウトカムをもたらし、認証された検証基準を満たしていたため、[]のオフセット・プログラムを選択した。企業は、それぞれのプロジェクトの内容、プロジェクトが行われている地域、オフセットされるメートルトン数、メートルトンあたりの価格、排出量の減少が発生した年度及びスキームに適用された検証基準を説明した。

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31	(b) 該当ある場合、レガシー資産 (legacy asset)に関する計画及び重要な(critical)仮定	8	(b) 該当ある場合、レガシー資産 (legacy asset)に関する計画及び重要な(critical)仮定 (カーボン、エネルギー及び水を多用する事業を管理する戦略並びにカーボン、エネルギー及び水を多用する資産の使用をやめる戦略を含む)
	(c) 過年度において第30項(a)及び第30項(b)に従って過去に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報		(c) 第8項(a)及び第8項(b)に従って過去に開示した計画の進捗に関する定量的及び定性的情報

事務局による補足

- 「レガシー資産 (legacy asset)」とは、長期にわたり企業の財政状態計算書に計上されたまま、その後陳腐化した、あるいは当初の価値のほとんどを失った資産（気候関連開示のプロトタイプ付録A）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
31	(d) 経営者が意思決定する際に、どのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフについて考慮したか（例えば、新規事業を行う場所に関する意思決定における、当該事業による環境上の影響と当該事業が地域に創出する雇用の機会と、関連する企業価値への影響との間のトレードオフ）	8	
	(e) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務的な計画に関する意思決定に含まれているか（例えば、投資の意思決定又は資金調達に関連して）		(d) 重要な(significant)気候関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に関する意思決定に含まれているか（例えば、投資の意思決定又は資金調達に関連して）

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の戦略の推奨開示b)を踏まえたものである（24頁参照）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
32	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が、報告期間末並びに短期、中期及び長期にわたり予想される(anticipated)、企業の現在の財政状態、業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は定性的に、また、可能な場合には定量的に、以下を開示しなければならない。</p>	9	<p>企業は、一般目的財務報告の利用者が、重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が、報告期間末並びに短期、中期及び長期にわたり予想される(anticipated)、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は定性的に、また、可能な場合には定量的に、以下を開示しなければならない。</p>
	<p>(a) 重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業が直近に報告した財務業績、状態及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたか</p>		<p>(a) 重要な(significant)気候関連のリスク及び機会が、企業が直近に報告した財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのような影響を与えたか</p>

事務局による補足

- ◆ 「予想される (anticipated)」とは、将来の期間におけるリスク及び機会の影響に対する言及をいう。将来の期間において、予想される影響を金額で提供する場合は、単一の金額又は範囲で表すことができる。(全般的な要求事項のプロトタイプ及び気候関連開示のプロトタイプ 付録A)

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
32	(b) 経営者が、重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する戦略に合わせ、企業の財政状態がどのように変化することを見込んでいるか。以下を反映する。	9	(b) 経営者が、重要な(significant)気候関連のリスク及び機会に対処する戦略に合わせ、企業の財政状態がどのように変化することを見込んでいるか。以下を反映する。
	(i) 企業の現在の及び約束した投資計画並びにそれらの財政状態に与えると予想される影響（例えば、主要な買収又はダイベストメント、ジョイント・ベンチャー、事業転換、イノベーション、新規事業の地域及び資産の除却）		(i) 企業の現在の及び約束した投資計画並びにそれらの財政状態に与えると予想される影響（例えば、主要な買収又はダイベストメント、ジョイント・ベンチャー、事業転換、イノベーション、新規事業の地域及び資産の除却）
	(ii) 戦略を実行するために企業が計画している資金調達の源泉		(ii) 戦略を実行するために企業が計画している資金調達の源泉

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
32	(c) 経営者が、重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する戦略に合わせ、企業の財務業績がどのように変化することを見込んでいるか	9	(c) 経営者が、重要な(significant)気候関連のリスク及び機会に対処する戦略に合わせ、企業の財務業績がどのように変化することを見込んでいるか (例えば、パリ協定に従い低炭素経済に整合した製品及びサービスによる売上又はコストの増加、気候事象から生じる資産への物理的な損害、及び気候への適応又は緩和の総コスト)
	(d) 企業の重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する評価が、財務諸表において行った判断又は現在の見積りの不確実性の発生要因にどのような影響を与えたか		(d) 企業の重要な(significant)気候関連のリスク及び機会に関する評価が、財務諸表において行った判断又は現在の見積りの不確実性の発生要因にどのような影響を与えたか

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の戦略の推奨開示b)を踏まえたものである（24頁参照）

関連するIFRS会計基準等

- ❖ 企業は、重要な会計方針又は他の注記とともに、見積りを伴う判断とは別に、経営者が当該企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものを開示しなければならない（IAS第1号 第122項）
- ❖ 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じる重大なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない（IAS第1号 第125項）
 - (a) その性質
 - (b) 報告期間の期末日現在の帳簿価額

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
33	企業は、定性的に、また、可能な場合には定量的に、該当ある場合には、重要な (significant) サステナビリティ関連のリスクに対する企業の戦略のレジリエンス及びキャッシュ・フローに関する分析（どのように分析を行ったのか、分析の範囲及び時間軸、並びに分析の結果を含む。）を開示しなければならない。	10	企業は、以下を含む、重要な (significant) 気候関連のリスク（物理的及び移行リスク）に対する企業の戦略のレジリエンスに関する分析を開示しなければならない。
			(a) どのように分析を行ったのか。以下を含む。
			(i) 分析がさまざまな気候関連シナリオを比較することによって行われたのか、また、パリ協定シナリオ及び増大した物理的気候関連リスクと統合的なシナリオを使用しているか

事務局による予備的な分析

- ❖ 「レジリエンス分析」が、IAS第1号 第125項における見積りの不確実性の発生要因の開示やIFRS第7号 第40項、IFRS第17号 第128項における「感応度分析」とどのように異なるのかについて、明確化が必要ではないか
- ❖ 気候関連開示のプロトタイプでは、IFRS財団以外が作成した気候変動シナリオが参照されているが、参照したシナリオが陳腐化したり更新されなくなったり突然入手できなくなったりすることから、例えば、「（作成者以外の）第三者が公表した気候変動シナリオ」など、一般的な表現にしたうえで、評価に用いたシナリオの名称の開示を求めるべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		10	(a) (つづき)
			(ii) 評価にどのシナリオを用いたのか、及び用いたシナリオの出典（例えば、Network for Greening the Financial System Net Zero 2050シナリオ、International Energy Agency Net Zero 2050シナリオ及びIntergovernmental Panel on Climate Change Representative Concentration Pathway 1.9及び2.6）
			(iii) 選択したシナリオが企業の気候関連リスク及び機会に対するレジリエンスの評価に目的適合性があると考えた理由の説明
			(iv) 分析を実施した時間軸

事務局による予備的な分析

- 気候関連開示のプロトタイプでは、IFRS財団以外が作成した気候変動シナリオが参照されているが、参照したシナリオが陳腐化したり更新されなくなったり突然入手できなくなったりすることから、例えば、「（作成者以外の）第三者が公表した気候変動シナリオ」など、一般的な表現にしたうえで、評価に用いたシナリオの名称の開示を求めるべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		10	(a) (つづき)
			(v) シナリオ分析へのインプット（リスクの範囲（例えば、シナリオ分析に含めた物理的リスクの範囲）、対象とした事業の範囲（例えば、用いられた事業所の所在地）、及び仮定の詳細さの水準（例えば、会社の所在地に関する地理空間上の座標又は国若しくは地域レベルでの幅広い仮定）を含むが、これらに限定されない）
			(vi) 低炭素経済への移行がどのように企業に影響するのかについての経営者の仮定（企業が事業を展開する法域の方針に関する仮定、マクロ経済の傾向、エネルギーの使用及びその組み合わせ並びに技術に関する仮定を含む）

事務局による予備的な分析

- 「レジリエンス分析」や「シナリオ分析」が、IAS第1号 第125項における見積りの不確実性の発生要因の開示やIFRS第7号 第40項、IFRS第17号 第128項における「感応度分析」とどのように異なるのかについて、明確化が必要ではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		10	(b) 企業の財政状態及び財務業績が、短期、中期及び長期にわたり企業の戦略及びビジネスモデルのレジリエンスをどのように支援するかを示す評価とともに、分析の結果。これには以下が含まれる。
			(i) 気候変動により物理的な断絶又は気象パターンに慢性的な変化があった場合に、資産及び投資が再配分、廃棄、修理若しくは更新できるように調整されているか、もしくは十分に柔軟であるか
			(ii) 低炭素の代替案に対する実行中又は予定されている投資（及びそれが全投資に占める割合）、従業員の再教育、並びに気候変動の物理的な影響に耐えるために利用可能な資本の柔軟性の程度

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の戦略の推奨開示c)を踏まえたものである（41頁参照）

関連するTCFD提言（戦略）

C) 2℃以下シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオを考慮し、組織の戦略のレジリエンスについて記述する。

- ❖ 組織は、2℃以下シナリオに整合した低炭素経済への移行、及び、当該組織にとって関連性がある場合は、物理的気候関連リスクが増大するシナリオを考慮し、当該組織の戦略が気候関連のリスク及び機会に対してどれだけレジリエンスを有しているかについて記述しなければならない。
- ❖ 組織はまた、以下について記載することを検討しなければならない。
 - 気候関連のリスク及び機会によって当該組織の戦略が影響を受ける可能性があると考えられるのはどの部分か
 - そのような潜在的なリスク及び機会に対処するために、当該組織の戦略がどのように変化するか
 - 財務業績（例：売上やコスト）及び財政状態（例：資産や負債）に対する気候関連問題の潜在的な影響
 - 気候関連シナリオ及び関連して検討した時間軸
- ❖ 将来予測的な分析に対するシナリオの適用に関する情報は、タスクフォース報告書のセクションDを参照*

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p19

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
34	<p>リスク管理に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、企業の既存の又は発生中のサステナビリティ関連のリスクがどのように識別、評価、管理及び緩和され、それらのプロセスが既存のリスク管理プロセスに統合されているかどうかについて利用者が理解できるようにすることにある。そのような情報は、サステナビリティ関連財務開示の利用者による、組織の総合的なリスクプロファイル及びリスク管理活動の評価を支援する。</p>	11	<p>企業は、気候関連のリスクがどのように識別、評価、管理及び緩和されているのかについて一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）のリスク管理の推奨開示a)～c)を踏まえたものである（43頁及び44頁参照）

事務局による予備的な分析

- ◆ 全般的要求事項のプロトタイプ第34項について、気候関連開示のプロトタイプ第11項の規定と同様に、例えば「企業は、サステナビリティ関連のリスクがどのように識別、評価、管理及び緩和されているのかについて一般目的財務報告の利用者が理解できるように情報を開示しなければならない」としてはどうか

関連するTCFD提言（リスク管理）

a) 組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスについて記述する。

- ❖ 組織は、気候関連リスクを識別及び評価するリスク管理プロセスについて記述しなければならない。この記述における重要な観点は、組織が、他のリスクに関連して気候関連リスクの相対的な重要度（significance）をどのように決定したのかという点である。
- ❖ 組織は、他に検討した目的適合性のある要因と同様に、気候変動に関連する既存の及び新たな規制上の要求事項（例：排出制限）を検討したかどうかについて記述しなければならない。
- ❖ 組織は、以下を開示することも検討しなければならない。
 - 識別された気候関連リスクの潜在的な規模及び範囲を評価するプロセス
 - 使用したリスクに関する専門用語の定義又は使用した既存のリスク分類フレームワークへの参照

b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスについて記述する。

- ❖ 組織は、気候関連リスクを緩和、移転、受容又はコントロールする決定をどのように行うのかを含め、組織が当該リスクを管理するプロセスについて記述しなければならない。さらに、組織は、当該組織の中でどのように重要性（materiality）の決定を行ったのかを含め、組織が気候関連リスクに優先順位をつけるプロセスについて記述しなければならない。
- ❖ 気候関連リスクを管理するプロセスについて記述する際、組織は、必要に応じて表A1.1及び表A1.2に含めたリスクに対処しなければならない。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p20

関連するTCFD提言（リスク管理）

c) 組織が気候関連リスクを識別、評価及び管理するためのプロセスが、当該組織の全体的なリスク管理にどのように統合されているかについて記述する。

❖ 組織は、気候関連リスクを識別、評価及び管理するためのプロセスが、当該組織の全体的なリスク管理にどのように統合されているかについて記述しなければならない。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p20

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
35	第34項の目的を達成するため、企業は、以下について記述しなければならない。	11	この目的を達成するため、企業は、以下について記述しなければならない。
	(a) サステナビリティ関連リスクが識別されるプロセス		(a) 気候関連リスクが識別されるプロセス
	(b) 企業がサステナビリティ関連リスクの重要性(significance)を評価する単一又は複数のプロセス。目的適合性がある場合には、以下を含む。		(b) 企業が気候関連リスクの重要性(significance)を評価する単一又は複数のプロセス。目的適合性がある場合には、以下を含む。
	(i) 企業がそのリスクの発生可能性及び影響をどのように決定するのか（用いた定性的要因又は定量的閾値など）		(i) 企業がそのリスクの発生可能性及び影響をどのように決定するのか（用いた定性的要因又は定量的閾値など）
	(ii) 企業が他の種類のリスクと比べてサステナビリティ関連リスクをどのように優先順位付けするのか（リスク評価ツールの使用を含む）		(ii) 企業が他の種類のリスクと比べて気候関連リスクをどのように優先順位付けするのか（例えば、科学的根拠に基づいたリスク評価ツール又はその他のソース）
	(iii) どの重要な(significant)インプットパラメータを企業が用いるのか（例えば、データソース、対象となる事業の範囲及び仮定に用いた詳細さの水準）		(iii) どの重要な(significant)インプットパラメータを企業が用いるのか（例えば、データソース、対象となる事業の範囲及び仮定に用いた詳細さの水準）
	(iv) 過年度と比較して、用いたプロセスを企業が変更したか		(iv) 過年度と比較して、用いたプロセスを企業が変更したか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
35	(c) 重要な(significant)サステナビリティ関連リスクのそれぞれについて、リスクがどのようにモニタリング、管理及び緩和されているのかを理解できる情報（関連する方針を含む）	11	(c) 重要な(significant)気候関連リスクのそれぞれについて、リスクがどのようにモニタリング、管理及び緩和されているのかを理解できる情報（関連する方針を含む）
	(d) これらのサステナビリティ関連リスクの識別、評価及び管理プロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスが統合されている程度及びどのように統合されているのか		(d) これらの気候関連リスクの識別、評価及び管理プロセスが企業の総合的なリスク管理プロセスが統合されている程度及びどのように統合されているのか

事務局による補足

- 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）のリスク管理の推奨開示a)～c)を踏まえたものである（43頁及び44頁参照）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
36	<p>指標及び目標に関するサステナビリティ関連財務開示の目的は、企業がどのように企業の重要な(significant)サステナビリティ関連のリスク及び機会を測定し、モニタリングするのかを利用者が理解できるようにすることにある。</p> <p>そのような情報は、これらの論点に関連する企業の進捗及びパフォーマンスを評価する上でサステナビリティ関連財務開示の利用者を支援する。</p>	12	<p>企業は、企業の重要な(significant)気候関連のリスク及び機会の管理に関する企業のパフォーマンスを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。</p>

事務局による予備的な分析

- ◆ 全般的要求事項のプロトタイプ第36項について、気候関連開示のプロトタイプ第12項の規定と同様に、例えば「企業の重要な(significant)サステナビリティ関連リスク及び機会の管理に関する企業のパフォーマンスを一般目的財務報告の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない」としてはどうか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
37	第36項の目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。	12	この目的を達成するため、企業は、以下を開示しなければならない。
	(a) 産業横断的指標 (cross-industry metrics)、産業に基づく指標 (industry-based metrics) 及び活動指標 (activity metrics)		(a) 産業横断的指標 (cross-industry metrics) (第13項参照)
			(b) 産業に基づく指標 (industry-based metrics) (付録B参照)
	(b) 企業の単一又は複数のガバナンス主体 (governance body or bodies) (ガバナンス及び経営の責任を負うボード、委員会又は同等の機関が含まれる) により設定された目標		(c) 気候関連のリスクの緩和若しくはこれへの適応、又は気候関連の機会の最大化のために経営者 (management) により設定された目標
	(c) 単一及び複数のガバナンス主体が第37項(b)で識別された目標に対する進捗を測定するために用いる他の主要な業績指標(key performance indicators)		(d) ボード又は経営者が第12項(c)で識別された目標に対する進捗を測定するために用いる他の主要な業績指標(key performance indicators)

事務局による予備的な分析

- 気候関連開示のプロトタイプ第12項(c)及び(d)は、目標の設定者を「ボード」や「経営者」に限定する必要はなく、全般的要求事項のプロトタイプで使用されている「単一又は複数のガバナンス主体」という表現を用いるのが適切ではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
38	産業横断的指標は、産業及びビジネスモデルに関係なく、企業にとって目的適合性がある。産業に基づく指標は、その産業におけるビジネスモデルの共通する特徴や、そのビジネスモデルに含まれるビジネス活動の、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会に対するエクスポージャーのもたらし方から、その産業に属する企業にとって目的適合性がある。		

事務局による補足

- ❖ 「産業に基づく指標」に関しては、コングロマリットのように複数の産業に属する企業や、基準で示された特定の産業に属さない企業がどのように開示すべきかが論点になると考えられるが、全般的要求事項のプロトタイプでは、次のように提案されている
 - ▶ 複数の産業に属する企業については、全般的要求事項のプロトタイプ第41項において「一部の企業は活動に幅がある (have a range of activities) ことがあり、そうした企業は複数の産業に適用可能な指標を適用する必要がある場合もある」とされている
 - ▶ 基準で示された特定の産業に属さない企業については、第42項において「IFRSサステナビリティ開示基準及び関連する指標が存在しない場合、企業は第71項から第73項のガイダンスに従わなければならない」とされており、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における、適用するIFRS会計基準が存在しない場合の取扱いに類似した対応が求められている

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
39	活動指標は、他の企業と比較する目的で、産業横断的指標及び産業に基づく指標の規格化（normalisation）を促進する。活動指標の例には、従業員数、製品販売量及び小売面積が含まれる。		

事務局による補足

- ◆ 全般的要求事項のプロトタイプ第39項は、例えば、「温室効果ガス（GHG）排出」という産業横断的指標は、活動指標を用いて「従業員1人当たりのGHG排出」や「小売面積当たりのGHG排出」を算出し開示することにより、規模の異なる企業間の比較が可能になることを意味していると考えられる

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
40	<p>主要な業績指標(key performance indicators)には、産業横断的指標、産業に基づく指標及び他の企業固有の主要な業績指標が含まれる。</p>		
41	<p>産業横断的指標、産業に基づく指標及び活動指標（あわせて「指標」という。）は、該当するIFRSサステナビリティ開示基準及び関連する適用ガイダンスに従って定義されなければならない。企業は、ビジネスモデルにあわせて、また、特定のサステナビリティ関連リスク又は機会に関連させて、企業の活動に適用される産業に基づく指標を開示しなければならない。一部の企業は活動に幅がある（have a range of activities）ことがあり、そうした企業は複数の産業に適用可能な指標を適用する必要がある場合もある。</p>		

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
42	IFRSサステナビリティ開示基準及び関連する指標が存在しない場合、企業は第71項から第73項のガイダンスに従わなければならない。		

事務局による補足

- ◆ 全般的要求事項のプロトタイプ第71項から第73項では、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における、適用するIFRS会計基準が存在しない場合の取扱いに類似した対応が求められている

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		13	企業は以下の産業横断的指標を開示しなければならない。
			(a) 温室効果ガス排出：「温室効果ガスプロトコル（GHGプロトコル）」に従った、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の総量（CO ₂ 換算のメートルトンで表現）並びに排出原単位
			(b) 移行リスク：移行リスクの影響を受けやすい（vulnerable）資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ
			(c) 物理的リスク：物理的リスクの影響を受けやすい（vulnerable）資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ

事務局による予備的な分析

- ❖ 温室効果ガス排出について、IFRS財団以外が作成した算定プロトコルが参照されているが、参照した算定プロトコルが陳腐化したり更新されなくなったり突然入手できなくなったりすることから、「（作成者以外の）第三者が公表した温室効果ガス排出算定プロトコル」など、一般的な表現にしたうえで、評価に用いたシナリオの名称の開示を求めるべきではないか
- ❖ 移行リスクや物理的リスクの影響を受けやすい（vulnerable）資産又は事業活動について、どのような資産や事業活動が該当するのか、産業別の具体的なガイダンスが必要ではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		13	(d) 気候関連の機会：気候関連の機会と整合する収益、資産又はその他の事業活動の割合（金額又はパーセンテージで表現）
			(e) 資本投下：気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額（報告通貨で表現）
			(f) 内部炭素価格：企業内部で用いられている1メートルトンあたりの温室効果ガス排出の価格（企業が炭素価格を意思決定（例えば、投資の意思決定、移転価格及びシナリオ分析）にどのように適用しているのかを含む。CO ₂ 換算の1メートルトンあたりの報告通貨で表現）
			(g) 報酬：当期の役員報酬のうち気候関連の考慮事項により影響を受けた割合（第4項(f)も参照。パーセンテージ、重み付け、説明又は報告通貨の金額で表現）

事務局による補足

- ◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の指標及び目標の推奨開示a)、b)を踏まえたものである（56頁及び57頁参照）

関連するTCFD提言（指標及び目標）

a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して気候関連のリスク及び機会を評価するために使用した指標を開示する。

- ❖ 組織は、表A2.1に記述された産業横断的な気候関連指標カテゴリーと統合的な指標と同様に、表A1.1及び表A1.2に記述された気候関連のリスク及び機会を測定及び管理するために使用した主要な指標を提供しなければならない*。
- ❖ 組織は、目的適合性があり、かつ適用可能な（relevant and applicable）場合には、水、エネルギー、土地利用、及び廃棄物管理に関連する気候関連リスクに関する指標を含めることを検討しなければならない。
- ❖ 気候関連リスクに重要性がある（material）場合には、関連する業績指標が報酬規定に取り入れられているか及びどのように取り入れられているかについて記述することを検討しなければならない。
- ❖ 目的適合性がある場合、低炭素経済に向けてデザインされた商品及びサービスの売上などの気候関連の機会に関する指標と同様に、当該組織の内部炭素価格を提供しなければならない。
- ❖ 指標は、トレンド分析が行えるように、過去の一定期間について提供しなければならない。必要に応じて、組織は、表A2.1に記述された、当該組織のビジネス又は戦略上の計画時間軸に整合した産業横断的な気候関連指標カテゴリーについての将来予測的な指標の提供を検討しなければならない。さらに、明確ではない場合、組織は、気候関連指標の算定又は見積りに使用した方法論に関する記述を提供しなければならない。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p21

*Table A1.1 Examples of Climate-Related Risks and Potential Financial Impacts（68頁に原文を添付）

Table A1.2 Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts（71頁に原文を添付）

関連するTCFD提言（指標及び目標）

b) スコープ1、スコープ2及び当てはまる場合はスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出及び関連するリスクを開示する。

- ❖ 組織は、重要性の評価とは無関係にスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出、及び当てはまる場合はスコープ3の温室効果ガス排出並びに関連するリスクについて提供しなければならない。すべての組織は、Scope 3の温室効果ガス排出の開示を検討しなければならない。
- ❖ 温室効果ガス排出は、組織及び法域を越えて集計及び比較できるようにするため、GHG プロトコルの方法論に従って算定しなければならない。必要に応じて、組織は、一般に認められる産業別GHG 効率比を提供することを検討しなければならない。
- ❖ 温室効果ガス排出及び関連する指標は、トレンド分析が行えるように、過去の一定期間について提供しなければならない。さらに、明確ではない場合、組織は、指標の算定又は見積りに使用した方法論に関する記述を提供しなければならない。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p21-22

※スコープ3については、「補足：TCFD提言におけるスコープ3」参照（76頁及び77頁）

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
		14	<p>スコープ3の温室効果ガス排出について、企業は、開示した指標(metric)に含めた活動に関する説明を提供しなければならない。例えば、オンライン小売業者は、顧客に販売した製品のアウトバウンドのロジスティクス（出荷物流）のために報告企業が購入した第三者による輸送及び流通サービスから生じる温室効果ガス排出に関連してリスク又は機会にさらされていることがある。この小売業者は、そのような排出は、その小売業者の企業価値を評価する上でその小売業者の一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある(material)と判断することがある。したがって、この小売業者は、その小売業者のサプライ・チェーンの企業から提供された排出情報をどのようにスコープ3の温室効果ガス排出の算定に含めたのかを説明する。</p>

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
43	企業は、以下を開示しなければならない。	15	企業は、気候関連の目標(target)及び以下を開示しなければならない。
	(a) サステナビリティ関連リスクを緩和するかこれに適応する、又は、サステナビリティ関連の機会を拡大し戦略的目標(goal)を達成するために経営者が設定した目標(target)		
			(a) 目標(target)の目的(objective)（例えば、緩和、適応、並びにセクター及び科学的根拠に基づいた取組みへの準拠)
	(b) 目標(target)の性質に関する情報（目的適合性がある場合、以下を含む）		
	(i) 目標が絶対値、規格化、原単位に基づくか又は活動に基づくかについての明示		(b) 目標が絶対値であるか原単位に基づくか
	(v) 目標(target)が外部パラメータに基づいたものであるか、また、サステナビリティの取組みの一環として認証されたか		(c) 目標が科学的根拠に基づいたものであるか。そうである場合、第三者により認証されたか

事務局による補足

◆ 当該基準案はTCFD提言（Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate related Financial Disclosures）の指標及び目標の推奨開示c)を踏まえたものである（60頁参照）

関連するTCFD提言（指標及び目標）

c) 組織が、気候関連のリスク及び機会を管理するために使用した目標並びに目標に対する実績について記述する。

- ❖ 組織は、温室効果ガス排出、水利用、エネルギー利用などに関連する主要な気候関連目標について、目的適合性が場合には表A2.1における産業横断的な気候関連指標カテゴリーに則して、及び予想される規制上の要求事項若しくは指標の制約、又は他のゴールに則して記述しなければならない。他のゴールとしては、効率又は財務的なゴール、財務上の損失に対する耐性、製品の全ライフサイクルを通じて回避された温室効果ガス排出量、又は低炭素社会向けにデザインされた製品及びサービスによる純売上高に関するゴールなどがあり得る。
- ❖ これらの目標について記述する際、組織は以下を含めることを考慮しなければならない。
 - ▲ 目標が絶対量ベースか、又は原単位（intensity）ベースか
 - ▲ 目標が適用される時間軸
 - ▲ 進捗を測定する際の基準年
 - ▲ 目標の進捗を評価するために使用する主要な業績指標
- ❖ 中長期の目標を開示する組織は、入手可能な場合、集計された又はビジネスラインごとの主要な業績指標及び関連する中間目標を開示しなければならない。
- ❖ 明確ではない場合、組織は、目標の算定及び測定に使用した方法論についての記述を提供しなければならない。

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p22

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
43	(b) (つづき)		
		15	(d) 目標(target)がセクター別脱炭素化アプローチ (SDA) を用いて算定されたか
	(ii) 目標(target)が適用される期間		(e) 目標(target)が適用される期間
	(iii) 進捗が測定される基礎となる期間		(f) 進捗が測定される基礎となる期間
	(iv) マイルストーン又は中間目標(target)		(g) マイルストーン又は中間目標(target)
	(v) 目標(target)が外部パラメータに基づいたものであるか、また、サステナビリティの取組みの一環として認証されたか		(c) 目標が科学的根拠に基づいたものであるか。そうである場合、第三者により認証されたか
	(c) 目標(target)の達成及び戦略的目標(goal)の達成に向けた進捗度を評価するために用いられる指標及びその他の主要な業績指標(key performance indicators)		(h) 目標(target)の達成及び戦略的目標(goal)の達成に向けた進捗度を評価するために用いられる指標

事務局による予備的な分析

- 気候関連開示のプロトコル第15項において、IFRS財団以外が作成した脱炭素化アプローチが参照されているが、参照した脱炭素化アプローチが陳腐化したりすることも考えられることから、「一般に広く認知されている脱炭素化アプローチ」など、一般的な表現にしたうえで、用いたアプローチの名称の開示を求めるべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
43	(d) 開示された目標(target)に対する企業のパフォーマンス、及びパフォーマンスの傾向又は重要な(significant)変化に関する分析		
	(e) 目標(target)及びその算定に用いたインプットの算定方法（置いた重要な(significant)仮定及び算定方法の限界を含む）		

事務局による予備的な分析

- ❖ 全般的要求事項のプロトタイプ第43項(d)で求められている、目標に対する進捗度に関する開示は、気候関連開示のプロトタイプでも要求すべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
44	目標(targets)及び企業固有の主要な業績指標(key performance indicators)の定義及び算定方法は、継続的に首尾一貫していなければならない。目標(target)又は企業固有の主要な業績指標(indicator)が再定義された場合、企業は以下を行わなければならない。		
	(a) 変更を説明する		
	(b) 変更の理由を説明する		
	(c) 実務上不可能でない限り、再計算された比較数値を提供する		

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
45	企業は、指標(metrics)、企業固有の主要な業績指標(indicators)及び目標(targets)について、意味のある(meaningful)、明瞭(clear)で正確な(precise)名称及び記述により分類しなければならない。		

事務局による補足

- ❖ 財務諸表において、目的適合性があるとして企業が追加の小計を表示する場合、当該小計の名称に関して、IFRS会計基準では、当該小計を構成する表示項目が**明瞭(clear)**かつ**理解可能(understandable)**となる方法で表示して名称を付すことが求められている(IAS第1号 第55A項(b)及び第85A項(b))

事務局による予備的な分析

- ❖ 「**意味のある(meaningful)**」が「**理解可能性(understandable)**」や「**目的適合性(relevance)**」と異なるのか、明確化する必要があるのではないか

全般的要求事項のプロトタイプ		気候関連開示のプロトタイプ	
46	企業が指標(metric)、企業固有の主要な業績指標(indicator)又は目標(target)の開示をやめた場合、企業はその測定値(measure)がもはや目的適合性のある情報を提供しない理由を説明しなければならない。		

事務局による予備的な分析

- ❖ 全般的要求事項のプロトタイプ第46項で求められている、指標及び目標の開示をやめた場合の理由等の開示は、気候関連開示のプロトタイプでも要求すべきではないか

全般的要求事項のプロトタイプ	気候関連開示のプロトタイプ
<p>47 ある指標(metric)、企業固有の主要な業績指標(indicator)又は目標(target)が、同じ目的をよりよく達成する他のものに置き換えられる場合、企業はその変更を説明し、新しい測定値(measure)が、これまで用いられていた測定値と比較して、より信頼性がある情報又は目的適合性のある情報を提供する理由を説明しなければならない。</p>	

関連するIFRS基準等

- ❖ 企業は、会計方針の変更が以下に該当する場合のみ、会計方針を変更しなければならない（IAS第8号 第14項）
 - (a) IFRSによって要求されている、又は
 - (b) 企業の財政状態、財務業績又はキャッシュ・フローに対して取引その他の事象又は状況が及ぼす影響について、信頼性があり、より目的適合性の高い情報を提供する財務諸表となる。

事務局による予備的な分析

- ❖ 指標及び目標を変更するケースとして、IFRSサステナビリティ開示基準が改正される場合もあると考えられる。このため、IAS第8号第14項(a)と類似した定めを追加すべきと考えられる
- ❖ また、自発的に変更する場合の要件として、信頼性と目的適合性が向上する場合としており、IAS第8号第14項(b)と整合しているものの、「信頼性」という用語は、「忠実な表現」に置き換えるべきと考えられる

補足 1 :

Examples of Climate-Related Risks and Opportunities and Potential Financial Impacts

Examples of Climate-Related Risks and Potential Financial Impacts (1/3)

#	Type	Climate-Related Risk*		Type
		Category	Examples	
1	Transition Risks	Policy and Legal	<ul style="list-style-type: none"> - Increased pricing of GHG emissions - Enhanced emissions-reporting obligations - Mandates on and regulation of existing products and services - Exposure to litigation 	<ul style="list-style-type: none"> - Increased operating costs (e.g., higher compliance costs, increased insurance premiums) - Write-offs, asset impairment, and early retirement of existing assets due to policy changes - Increased costs and/or reduced demand for products and services resulting from fines and judgments
2		Technology	<ul style="list-style-type: none"> - Substitution of existing products and services with lower emissions options - Unsuccessful investment in new technologies - Costs to transition to lower emissions technology 	<ul style="list-style-type: none"> - Write-offs and early retirement of existing assets - Reduced demand for products and services - Research and development (R&D) expenditures in new and alternative technologies - Capital investments in technology development - Costs to adopt/deploy new practices and processes

*The sub-category risks described under each major category are not mutually exclusive, and some overlap exists

出所 : TCFD 「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 p75

Examples of Climate-Related Risks and Potential Financial Impacts (2/3)

#	Type	Climate-Related Risk*		Type
		Category	Examples	
3	Transition Risks	Market	<ul style="list-style-type: none"> - Changing customer behavior - Uncertainty in market signals - Increased cost of raw materials 	<ul style="list-style-type: none"> - Reduced demand for goods and services due to shift in consumer preferences - Increased production costs due to changing input prices (e.g., energy, water) and output requirements (e.g., waste treatment) - Abrupt and unexpected shifts in energy costs - Change in revenue mix and sources, resulting in decreased revenues - Re-pricing of assets (e.g., fossil fuel reserves, land valuations, securities valuations)
		Reputation	<ul style="list-style-type: none"> - Shifts in consumer preferences - Stigmatization of sector - Increased stakeholder concern or negative stakeholder feedback 	<ul style="list-style-type: none"> - Reduced revenue from decreased demand for goods/services - Reduced revenue from decreased production capacity (e.g., delayed planning approvals, supply chain interruptions) - Reduced revenue from negative impacts on workforce management and planning (e.g., employee attraction and retention) - Reduction in capital availability

*The sub-category risks described under each major category are not mutually exclusive, and some overlap exists
 出所 : TCFD 「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 p75
 © 2022 SSBJ Preparation Committee. All rights reserved.

Examples of Climate-Related Risks and Potential Financial Impacts (3/3)

#	Type	Climate-Related Risk*		Type
		Category	Examples	
5	Physical Risks	Acute	<ul style="list-style-type: none"> - Increased severity of extreme weather events such as cyclones and floods 	<ul style="list-style-type: none"> - Reduced revenue from decreased production capacity (e.g., transport difficulties, supply chain interruptions) - Reduced revenue and higher costs from negative impacts on workforce (e.g., health, safety, absenteeism) - Write-offs and early retirement of existing assets (e.g., damage to property and assets in “high-risk” locations) - Increased operating costs (e.g., inadequate water supply for hydroelectric plants or to cool nuclear and fossil fuel plants) - Increased capital costs (e.g., damage to facilities) - Reduced revenues from lower sales/output - Increased insurance premiums and potential for reduced availability of insurance on assets in “high-risk” locations
		Chronic	<ul style="list-style-type: none"> - Changes in precipitation patterns and extreme variability in weather patterns - Rising mean temperatures - Rising sea levels 	
6				

*The sub-category risks described under each major category are not mutually exclusive, and some overlap exists

出所 : TCFD 「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 p75

Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts (1/4)

#	Type	Climate-Related Opportunities*	Type
1	Resource Efficiency	<ul style="list-style-type: none"> - Use of more efficient modes of transport - Use of more efficient production and distribution processes - Use of recycling - Move to more efficient buildings - Reduced water usage and consumption 	<ul style="list-style-type: none"> - Reduced operating costs (e.g., through efficiency gains and cost reductions) - Increased production capacity, resulting in increased revenues - Increased value of fixed assets (e.g., highly rated energy-efficient buildings) - Benefits to workforce management and planning (e.g., improved health and safety, employee satisfaction) resulting in lower costs

*The opportunity categories are not mutually exclusive, and some overlap exists.

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p76

© 2022 SSBJ Preparation Committee. All rights reserved.

Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts (2/4)

#	Type	Climate-Related Opportunities*	Type
2	Energy Source	<ul style="list-style-type: none"> - Use of lower-emission sources of energy - Use of supportive policy incentives - Use of new technologies - Participation in carbon market - Shift toward decentralized energy generation 	<ul style="list-style-type: none"> - Reduced operational costs (e.g., through use of lowest cost abatement) - Reduced exposure to future fossil fuel price increases - Reduced exposure to GHG emissions and therefore less sensitivity to changes in cost of carbon - Returns on investment in low-emission technology - Increased capital availability (e.g., as more investors favor lower-emissions producers) - Reputational benefits resulting in increased demand for goods/services

*The opportunity categories are not mutually exclusive, and some overlap exists.

出所 : TCFD 「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 p76

© 2022 SSBJ Preparation Committee. All rights reserved.

Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts (3/4)

#	Type	Climate-Related Opportunities*	Type
3	Products and Services	<ul style="list-style-type: none"> - Development and/or expansion of low emission goods and services - Development of climate adaptation and insurance risk solutions - Development of new products or services through R&D and innovation - Ability to diversify business activities - Shift in consumer preferences 	<ul style="list-style-type: none"> - Increased revenue through demand for lower emissions products and services - Increased revenue through new solutions to adaptation needs (e.g., insurance risk transfer products and services) - Better competitive position to reflect shifting consumer preferences, resulting in increased revenues
4	Markets	<ul style="list-style-type: none"> - Access to new markets - Use of public-sector incentives - Access to new assets and locations needing insurance coverage 	<ul style="list-style-type: none"> - Increased revenues through access to new and emerging markets (e.g., partnerships with governments, development banks) - Increased diversification of financial assets (e.g., green bonds and infrastructure)

*The opportunity categories are not mutually exclusive, and some overlap exists.

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p76

© 2022 SSBJ Preparation Committee. All rights reserved.

Examples of Climate-Related Opportunities and Potential Financial Impacts (4/4)

#	Type	Climate-Related Opportunities*	Type
5	Resilience	<ul style="list-style-type: none"> - Participation in renewable energy programs and adoption of energy-efficiency measures - Resource substitutes/diversification 	<ul style="list-style-type: none"> - Increased market valuation through resilience planning (e.g., infrastructure, land, buildings) - Increased reliability of supply chain and ability to operate under various conditions - Increased revenue through new products and services related to ensuring resiliency

*The opportunity categories are not mutually exclusive, and some overlap exists.

出所：TCFD「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」p76

© 2022 SSBJ Preparation Committee. All rights reserved.

補足 2 : TCFD提言におけるスコープ3

<TCFD提言におけるスコープ3の開示についての補足>

- ❖ スコープ3は「重要性評価 (materiality assessment)」の対象であるが、すべての企業において開示することが奨励 (encourage) されている (スコープ1、2は重要性にかかわらず開示が求められる)
- ❖ TCFD提言では、スコープ3のGHG排出量の開示を検討するにあたり、スコープ3のGHG排出量が合計GHG排出量において重要な (significant) 割合を占めるか考慮すべきとしている。

[出所] TCFD 「Implementing the Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」 (2021年10月改訂版)
(https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf) より事務局作成

❖ スコープ1：温室効果ガスの**直接排出**

事業者が所有または管理している排出源から発生するものであり、例えば所有や管理をしているボイラー、炉、車両、その他における燃焼からの排出、所有や管理する加工設備での化学品の製造からの排出などが含まれる。

❖ スコープ2：電気の使用に伴う温室効果ガスの**間接排出**

事業者が消費する購入電力の発電に伴う温室効果ガスの排出量を算定する。購入電力とは、購入した又は事業者の組織境界内に持ち込まれた電力のことである。

❖ スコープ3：その他の温室効果ガスの**間接排出**

その他のあらゆる間接排出を扱うための任意の(optional)報告カテゴリーである。スコープ3の排出は、事業者活動の結果として生じるが、その事業者が所有や管理をしていない排出源から発生する。

[出所] WRI/WBCSD 「GHG Protocol A Corporate Accounting and Reporting Standard」 (2004年3月)
(<https://ghgprotocol.org/sites/default/files/standards/ghg-protocol-revised.pdf>) より事務局作成

スコープ3の15のカテゴリ分類

スコープ3のカテゴリ		該当する活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	スコープ1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送（※1）、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働 （算定・報告・公表制度では、スコープ1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のスコープ1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）		従業員や消費者の日常生活

※1 スコープ3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を任意算定対象としている。

※2 スコープ3基準及び基本ガイドラインでは、輸送を算定対象外としているが、算定は任意。

[出所] サプライチェーン排出量算定の考え方 パンフレット 環境省

(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/supply_chain_201711_all.pdf)

